

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：令和4年7月4日（令和4年（独情）諮問第46号）

答申日：令和6年4月24日（令和6年度（独情）答申第4号）

事件名：法人文書ファイル「ハラスメント事案 特定年度」につづられた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書7（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨（資料は省略する。）

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「本学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和4年2月3日付け総法文第29号一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由（資料及びURLは省略する。）

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書（別紙含む）の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書及び資料は、諮問庁に閲覧させることは适当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、令和3年3月19日東北大学に対して法に基づき、下記の法人文書について情報公開請求をした。

（ア）勤務時間関係（特定年度A 特定労働基準監督署A 特定労働基準監督署B 臨検）

（イ）労災に関する綴（特定期間C, 特定期間D）

（ウ）ハラスメント事案 特定期間A

（エ）ハラスメント全学防止委員会 特定期間K

（オ）特定年度D内部監査関係綴（ハラスメントの防止等に関する監査）及び同資料集

（カ）災害発生（事故）報告関係 特定年度A

イ これに対し、東北大学は、令和4年2月3日不開示処分を行った。

ウ しかし、この不開示処分は、審査請求書別紙に記載した理由により

妥当性のない処分である。

エ 以上から、本件処分の取消しを求めて審査請求に及んだ。

(2) 審査請求書別紙

ア 勤務時間関係（特定年度A 特定労働基準監督署A 特定労働基準監督署B 臨検）

東北大学はこの法人文書で不開示とした箇所について、その理由をB：「労働基準監督署から指摘を受けた改善すべき労務管理に関する内容は個別具体的に記述されており、これらを公表した場合、本学に対する信用を低下させ、共同研究等に係る契約人材確保の面等において、他大学との競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））」と示している。

しかし、理由Bについては、これまでの情報公開請求によって開示された文書から、東北大学において同種の法令違反が繰り返されている事実が判明しており、むしろ不開示とした部分を開示することこそが今後の法令違反を未然に防止する公益を東北大学の構成員全体にもたらすのである。また、相次いで法令違反を行う組織であるならば、そのことが開示されることによって生じうる組織にとってのあらゆる利益の逸失は法令違反に対する合理的な社会的制裁であり、これもまた法令違反を繰り返すことに対する抑止力として機能するのである。

さらに、とりわけ重大なこととして、「特定労働基準監督署Aからの是正勧告に対する報告について」という文書は作成時期からして、特定月Aに生じた特定事件との関連が強く疑われる文書である。この事件も含め、公的機関である東北大学から〇〇〇が繰り返し生み出されている状況は尋常ではない。東北大学に公的機関としての矜持がまだあるならば、過去に犯してきた法令違反の事実には蓋をすることはなく、むしろその事実を積極的に公開し、〇〇〇を今後二度と出さないような就労環境の抜本的改革に全力を注ぐはずである。その結果、法令違反の発生が防止され、かえって東北大学の信用が高まることになるのであるから、東北大学の主張する不開示理由はまったく理由たり得ない。

したがって、不開示理由Bの箇所すべてを不開示とした合理的な理由は存在しない。

イ 労災に関する綴（特定期間C、特定期間D）

東北大学はこの法人文書で不開示とした箇所について、その理由をB：「災害発生の場所、日時、原因、発生状況、通院先、傷病の状態、手続日、報告者の情報は、それらを照らし合わせると個人が特

定される恐れがあり、これらを公にすることを定めた法令等は存在せず、慣行も認められないため不開示とするものです。（法5条1号（個人に関する情報））」と示している。

しかし、理由Bについては、災害発生の原因や発生状況などは今後同種の労働災害を未然に防ぐうえで有益な情報であるから、一概に何もかも不開示にするということではなく、このような情報の公益性を考慮したうえで合理的な範囲での情報開示が認められるべきである。

たとえば、「是正報告書の提出について（特定日C）」の「過重労働の要因について」と題された文書の報告内容は、今後過重労働の発生を防止するために有益であるが、すべて黒塗り何が書かれているか全くわからない。これで本当に有効な再発防止策が講じられるのか疑問が残る。

とりわけ重大なこととして、「経緯について（報告）（特定日D）」、「特定労働基準監督署A長宛文書について（特定日E）」、「労災保険請求に係る関係書類の提出について（特定日F）」、「労基署からの照会について（特定日G）」、「労災保険請求に係る関係書類の提出について（伺）（特定日H）」、「コンプライアンス委員会に対する労災認定事案の報告について（伺）（特定日I）」、「職員法定外補償に係る必要書類について（特定月B）」、「労災認定事案に係る事実関係の調査について（依頼）（特定日J）」、「東北大学特定科調査委員会調査報告書（特定月B）」、「法定外補償支払いに関する保険会社への資料の提供について（特定日K）」、「労災認定事案に係る事実関係調査報告書について（特定日L）」といった一連の文書は作成時期からして、特定月Aに生じた特定事件との関連が強く疑われる文書である。

この特定事件はメディアでも広く報道されており、この特定事件ともう一つの特定事件を理由として特定年に東北大学は「〇〇〇」なる不名誉な賞を授与された（略）特定日M閲覧）。報道でこのような事件の内容が明らかにされるのは、真相解明や再発防止を望む被害者やその関係者などの意向が反映されるためである。よって、真相解明や再発防止という公益性を無視して、当該情報を一概に何もかも不開示にするならば、それはもはや単なる不開示ではなく真相解明を妨害する隠蔽と呼ぶべき行為である。当然ながら、真相解明されなければ効果的な再発防止策も策定できなくなるという問題が生じることになる。この特定事件については「〇〇〇があった」として労災認定が下りているが、実際には〇〇〇があった疑いについて審査請求人の情報源から確認している。重大な人権侵害の疑いが

あり、これが事実かどうか徹底的な真相解明がなされなければならない。

本件の法人文書開示請求において真相の解明が妨げられている例としては、たとえば、「東北大学特定科調査委員会調査報告書（特定月B）」で表紙一枚だけの開示となっている点が挙げられる。この調査の信憑性を第三者的に評価するためには、調査委員がどのように選任され、どのような調査手順を踏み、どのような証拠をもとにして、どの程度公正な審議が行われ、どのような結論が下されたのかなどの情報が開示されることが不可欠である。それができないということであれば、調査過程に、恣意的な調査委員の選任や、調査手法の選択、証拠の捏造・改竄・隠蔽、不公正な審議などがあった可能性が残ることになってしまう。仮に、特定事件ほどの重大事態の真相を東北大学が組織的に隠蔽するために、このような「調査委員会」を設置しているのだとすれば、極めて深刻な社会問題と言えるだろう。東北大学は、学生や教職員など多くの構成員からなる巨大な組織であるとともに、研究や教育という真実の探求・教授を主として担っている。よって、大学内部で〇〇〇事態が発生した時に、その真相を逆に隠蔽するならば、それは有効な再発防止策の策定なしに多数の構成員を危険に晒したまま放置し、公的機関としての使命を放棄していることになる。言い換えれば、大学当局にとって都合の悪い情報を開示することこそが東北大学が責任を果たす最善の方法である。

したがって、不開示理由Bの箇所すべてを不開示とした合理的な理由は存在しない。

ウ ハラスメント事案 特定期間A

東北大学はこの法人文書で不開示とした箇所について、その理由をA：「ハラスメント全学防止対策委員会、問題解決の手続きを行う委員会は、ハラスメント事案について審議や検討を行う委員会であり、委員の氏名（メールアドレスを含む）を公にすることにより、委員に対し言動や働きかけが行われることも考えられ、委員会の性質に鑑み、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼす可能性がある情報であるため、不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報）」、B：「ハラスメント全学防止対策委員会、問題解決の手続きを行う委員会の審議内容は、関係者への事情聴取の内容、調査委員会の認定した事実及び判断などの情報が具体的に記載されていることから、公にした場合、秘密の保持等を前提として行っているハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れ、今後の同種の対応の際に関係者が申告を拒む、事実を申告

することを回避する、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなどの事態を引き起こす可能性がある。今後のハラスメント対応という事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる恐れがあるため、その全てを不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））」、C：「ハラスメント申立書、添付資料、事情調査書は関係者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮し、かつ秘密の保持を前提に提示された情報であり、記載内容から具体的内容の特定に繋がるおそれもあり、公にすることにより、ハラスメントに係る事案について何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど、今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、その全てを不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））」、D：「部局や時期、問題解決を検討する委員会の手続きの種類のみでも、その内容から具体的内容の特定に繋がるおそれがあり、公にすることにより、ハラスメントに係る事案について、何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど、今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））」と示している。

しかし、理由Aについてはハラスメント委員会の審議が終わった後も、委員構成が不明であるならば、審議の透明性や公正性についての第三者による事後的な検証が一切不可能となってしまう。しかも、事後的になされうる委員への働きかけなどは審議の結果を左右しえないし、起こるかもしれないという単なる可能性にすぎず、働きかけを行った者に対して注意を行うなど様々な対策を講じることもできる。それに対し、委員の中に利益相反関係のある者が存在していても外部からは一切把握されないという実態は審議の透明性や公正性に対し明確に負の影響を及ぼしており、はるかに重大な問題である。

また、理由Bについては、審議の公正性について第三者的な評価がなされる必要性の観点完全に抜け落ちている。委員会の委員が誰なのか外部には秘匿されており完全にブラックボックス化したこのような審議体制では委員の第三者性そのものに疑いが残る。たとえば、委員を選任する立場の者が当事者の一方と結託していた場合、不当な結論が導かれる恐れがある。そこでは、本当はハラスメントが起きていてもなかったことにされたり、逆にハラスメントがなかったのにハラスメントをでっち上げられたりするといった人権侵害がまかり通ってしまう。このような状況こそが今後のハラスメント対策という事務又は事業の適正な遂行に支障を生じさせているので

ある。よって、たとえば、最終的な委員会の判断とそこに至った根拠については明らかにするなど、第三者による事後的な検証が可能となるような情報の開示が必要である。

さらに、理由Cについても、理由Bと同様に第三者による事後的な検証が可能となるような情報の開示が必要である。

加えて、理由Dについては、部局や問題解決を検討する委員会の手続きの種類などが明らかになることによって、部局ごとのハラスメントの発生しやすさや、その背後にある構造が解明されてハラスメントを未然に防ぐ体制が整備されたり、問題解決の各手続きがそれぞれの程度有効であるかが検証されたりするといった公益性への考慮がなされていない。

したがって、不開示理由A、B、C及びDの箇所すべてを不開示とした合理的な理由は存在しない。

エ ハラスメント全学防止委員会 特定期間K

東北大学はこの法人文書で不開示とした箇所について、その理由をA：「ハラスメント全学防止対策委員会、問題解決の手続きを行う委員会は、ハラスメント事案について審議や検討を行う委員会であり、委員の氏名（メールアドレスを含む）を公にすることにより、委員に対し言動や働きかけが行われることも考えられ、委員会の性質に鑑み、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼす可能性がある情報であるため、不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報）」）、B：「ハラスメント全学防止対策委員会、問題解決の手続きを行う委員会の審議内容は、関係者への事情聴取の内容、調査委員会の認定した事実及び判断などの情報が具体的に記載されていることから、公にした場合、秘密の保持等を前提として行っているハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れ、今後の同種の対応の際に関係者が申告を拒む、事実を申告することを回避する、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなどの事態を引き起こす可能性がある。今後のハラスメント対応という事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる恐れがあるため、不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報）」）、C：「ハラスメント申立書、添付資料、事情調査書は関係者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮し、かつ秘密の保持を前提に提示された情報であり、記載内容から具体的内容の特定に繋がるおそれもあり、公にすることにより、ハラスメントに係る事案について何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど、今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、そのすべてを不開示とするものです。（法5条4号柱書

き（事務又は事業に関する情報）」、D：「部局や時期、問題解決を検討する委員会の手続きの種類のみでも、その内容から具体的内容の特定に繋がるおそれがあり、公にすることにより、ハラスメントに係る事案について、何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど、今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、不開示とするものです。（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報）」と示している。

しかし、理由Aについてはハラスメント委員会の審議が終わった後も、委員構成が不明であるならば、審議の透明性や公正性についての第三者による事後的な検証が一切不可能となってしまう。しかも、事後的になされうる委員への働きかけなどは審議の結果を左右しえないし、起こるかもしれないという単なる可能性にすぎず、働きかけを行った者に対して注意を行うなど様々な対策を講じることもできる。それに対し、委員の中に利益相反関係のある者が存在していても外部からは一切把握されないという実態は審議の透明性や公正性に対し明確に負の影響を及ぼしており、はるかに重大な問題である。

また、理由Bについては、審議の公正性について第三者的な評価がなされる必要性の観点完全に抜け落ちている。委員会の委員が誰なのか外部には秘匿されており完全にブラックボックス化したこのような審議体制では委員の第三者性そのものに疑いが残る。たとえば、委員を選任する立場の者が当事者の一方と結託していた場合、不当な結論が導かれる恐れがある。そこでは、本当はハラスメントが起きていてもなかったことにされたり、逆にハラスメントがなかったのにハラスメントをでっち上げられたりするといった人権侵害がまかり通ってしまう。このような状況こそが今後のハラスメント対策という事務又は事業の適正な遂行に支障を生じさせているのである。よって、たとえば、最終的な委員会の判断とそこに至った根拠については明らかにするなど、第三者による事後的な検証が可能となるような情報の開示が必要である。

さらに、理由Cについても、理由Bと同様に第三者による事後的な検証が可能となるような情報の開示が必要である。

加えて、理由Dについては、部局や問題解決を検討する委員会の手続きの種類などが明らかになることによって、部局ごとのハラスメントの発生しやすさや、その背後にある構造が解明されてハラスメントを未然に防ぐ体制が整備されたり、問題解決の各手続きがそれぞれの程度有効であるかが検証されたりするといった公益性への考慮がなされていない。

したがって、不開示理由A、B、C及びDの箇所すべてを不開示とした合理的な理由は存在しない。

オ 特定年度D内部監査関係綴（ハラスメントの防止等に関する監査）及び同資料集

東北大学はこの法人文書で不開示とした箇所について、その理由を「内部監査は、本学における業務の適正な遂行を図るため、各種業務を反復して実施している。全部不開示とする監査文書は、実施計画書、実施要領、監査調書、意見調整、監査報告書、指摘事項の改善措置並びに部局から提出された文書及び資料であり、監査における詳細な情報が記載されており、文書名を含めて、これらを開示すると、将来における同種または関連する監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため不開示とするものです。（法5条4号ハ（事務又は事業に関する情報））」や「内部監査は、本学における業務の適正な遂行を図るため、各種業務を反復して実施している。全部不開示とする監査文書には、根拠資料が記載されており、文書名を含めて、これらを開示すると、将来における同種または関連する監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため不開示とするものです。（法5条4号ハ（事務又は事業に関する情報））」と示している。

しかし、ハラスメントに関する監査関係綴のうち、例えば事案の特定ができない統計情報などは公にされることによって、今後のハラスメントの防止や撲滅に役立てられる性質の資料である。よって、公益に資する内容まで公にしないことは職場におけるハラスメントの防止や撲滅という観点から問題である。

また、内部監査が実質的に機能しているか否かは東北大学の自浄能力の程度を示す指標であり、その内容をほとんど明らかにできないという事態は東北大学の自浄能力に期待することができないことを意味する。ハラスメントは人命に直結する可能性があるばかりか、すでに事実として東北大学から業務起因性が確認された〇〇事案も広く公にされてきた。よって、請求された文書のほとんどを不開示とした処分は公的組織である国立大学法人として説明責任や安全配慮業務の観点から問題がある。

したがって、全て文書不開示とした決定の合理的な理由は存在しない。

カ 災害発生（事故）報告関係 特定年度A

東北大学はこの法人文書で不開示とした箇所について、その理由をB：「特定の個人を識別することはできないが、公にすることで時期等の情報を組み合わせることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、これらを公にすることを定めた法令等は存在せず、慣行も認められないため不開示とするものです。（法5条1号（個人に関する情報））」と示している。

しかし、理由Bについては、労働基準監督署からの安全衛生指導書があり、その内容の開示は同種の事故を未然に防止する観点から有益である。上述したように、東北大学では数多くの法令違反が労働基準監督署によって繰り返し摘発されているのだから、この内容を公にすることによって東北大学の構成員の安全を確保できる公益性が認められる。

したがって、不開示理由Bの箇所すべてを不開示とした合理的な理由は存在しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和3年3月15日付けで、審査請求人から別紙の2に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）（対象となる文書が著しく大量のため、本学から対象文書の絞り込みを依頼し、同年4月27日付けで対象文書が修正された。）の法人文書開示請求があった。

本開示請求について、本学では令和3年5月10日付けの法人文書開示決定特例延長通知書により、令和4年1月11日までに複数回に分けて開示することとした。

その上で、第3回目として、下記の文書1ないし15文書を対象にして、令和4年2月3日付けで、法5条1号、4号柱書き及びハに該当する不開示情報が記載されているため、法9条1項により部分開示する決定を行い、さらに本部分開示の決定を受けて、審査請求人より、同月15日付けで当該各文書のうち文書1、文書3、文書4、文書6の一部及び文書14の一部について法人文書開示実施方法等申出書の送付があり、本学は、同年3月7日付けで法人文書開示実施を行った。

文書1 ハラスメント事案 特定期間A

文書2 ハラスメント関係綴（特定年度E）

文書3 特定期間B ハラスメント全学防止対策委員会

文書4 勤務時間関係（特定年度A 特定労働基準監督署A 特定労働基準監督署B 臨検）

文書5 長時間労働者に対する面接指導 特定期間K，特定期間L

文書6 災害発生（事故）報告関係 特定年度A，特定年度B，特定年度

C

- 文書7 専門業務型裁量労働制適用教員の労働時間
文書8 特定年度B内部監査関係綴 安全管理に関する監査
文書9 特定年度B内部監査関係綴 安全管理に関する監査 監査資料①
文書10 特定年度B内部監査関係綴 安全管理に関する監査 監査資料②
文書11 特定年度D内部監査関係綴 (ハラスメントの防止等に関する監査)
文書12 特定年度D内部監査関係綴 (ハラスメントの防止等に関する監査) 資料集
文書13 労働・通勤災害 特定年度B
文書14 労災に関する綴 特定期間C, 特定期間D
文書15 特定期間D ストレスチェック関係

その後、令和4年4月4日付け(同月6日付けで受理)で、本件対象文書について審査請求があった。

なお、第1回目として、

- ・ ハラスメント防止対策委員会特定期間Mの内の
ハラスメント防止対策委員会(メール審議)(特定日N)一式
ハラスメント防止対策委員会(特定日O)一式
- ・ 特定年度B内部監査調書綴(安全管理に関する監査)
- ・ 特定年度D内部監査調書綴(ハラスメントの防止等に関する監査)

を対象に行った部分開示についても審査請求を受けており、既に諮問済(令和3年(独情)諮問第57号 令和3年11月1日受付)である(審査会注:令和3年(独情)諮問第57号は、令和4年度(独情)答申第60号として、令和5年3月9日に答申済みである。)

また、第2回目として、

- ・ ハラスメント防止対策委員会 特定期間N
- ・ ハラスメント防止対策委員会 特定期間M
- ・ 安全衛生委員会 特定期間O

を対象に行った部分開示についても審査請求を受けており、既に諮問済(令和4年(独情)諮問第31号 令和4年4月13日受付)である。

さらに、第4回目分として、

- ・ 過去に東北大学に対して厚生労働大臣から作成を指示された特別安全衛生改善計画および特定都道府県労働局長より作成を指示された安全衛生計画とそれらに関わる一切の文書(保存期間内のもの)

に行った不開示決定についても令和4年4月4日付け(令和4年4月6日付けで受理)で審査請求を受けており、第3回目分と同時に諮問する。

2 諮問理由説明

(1) 審査請求の理由

(上記第2の2と同じ内容であるため、記載は省略する。)

(2) 諮問の理由

本件は、上記1に記載のとおり、令和4年2月3日付けで、上記1掲記の文書1ないし文書15を対象にして、法5条1号、4号柱書き及びハに該当する不開示情報が記載されているため、法9条1項により部分開示する決定を行った(審査請求人の申請により実際に開示を実施したのは、文書1、文書3、文書4、文書6の一部及び文書14の一部である。)ところ、上記第2の2に記載の理由により審査請求があったものである。

審査請求の対象文書は、別紙の1掲記の文書1ないし文書7(本件対象文書)であるが、諮問の理由は、対象文書ごとに下記に記載する。

ア 勤務時間関係(特定年度A 特定労働基準監督署A 特定労働基準監督署B 臨検)について

審査請求により、理由Bに関して、労働基準監督署から指摘を受けた改善すべき労務管理に関する内容の開示請求を受けているが、労働基準監督署から指摘を受けた改善すべき事項は、本学に対し自主的な改善等を求めるものであり、本学によりその改善も図られているところであるが、その是正勧告書、指導票等には、その内容が個別具体的に記述されており、これらを広く一般に公表した場合、本学に対する信用を低下させるおそれがあり、また人材確保や共同研究契約等において他大学との競争上の地位その他正当な利益を害する影響等も想定されうることから、不開示の原決定を維持するものである(法5条4号柱書き(事務又は事業に関する情報))。

また、審査請求を受け精査したところ、「特定日P 労働基準監督署からの是正勧告等に対する報告について」、「特定日Q 特定労働基準監督署Aからの是正勧告等に対する報告について」、「特定日R 指導票の指導事項にかかる是正状況報告について」の文書については、原議書の係長以下の印影を被覆とすべきところ、誤って課長補佐まで被覆していたため、課長補佐の印影を開示する。

更に、「特定日Q 特定労働基準監督署Aからの是正勧告等に対する報告について」の「是正報告書の別添資料」には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報も含まれていたため、法5条1号(個人に関する情報)を不開示理由として追加して、不開示の原決定を維持するものである。

イ 労災に関する綴 特定期間C、特定期間Dについて

審査請求により、理由Bに関して、災害発生の場所、日時、原因、発生状況、通院先、傷病の状態、手続日、報告者の情報の開示請求

を受けているが、災害発生場所、日時、原因発生状況、通院先、傷病の状態、手続日、報告者の情報は、それらを照らし合わせると個人が特定される恐れがあるため、不開示の原決定を維持するものである（法5条1号（個人に関する情報））。

「是正報告書の提出について（特定日C）」の「過重労働の要因について」にも、理由Bだけではなく、理由Aにかかる内容も記載されており、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を設別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報、及び、災害発生場所、日時、原因、発生状況、通院先、傷病の状態、手続日、報告者の情報は、それらを照らし合わせると個人が特定される恐れがあるため、不開示の原決定を維持するものである（法5条1号（個人に関する情報））。

「経緯について（報告）（特定日D）」、「特定労働基準監督署A長宛文書について（特定日E）」、「労災保険請求に係る関係書類の提出について（特定日F）」、「労基署からの照会について（特定日G）」、「労災保険請求に係る関係書類の提出について（何）（特定日H）」、「コンプライアンス委員会に対する労災認定事案の報告について（何）（特定日I）」、「職員法廷外補償に係る必要書類について（特定月B）」、「労災認定事案に係る事実関係の調査について（依頼）（特定日J）」、「東北大学特定科調査委員会調査報告書（特定月B）」、「法定外補償支払いに関する保険会社への資料の提供について（特定日K）」、「労災認定事案に係る事実関係調査報告書について（特定日L）」についても、理由Bだけではなく、理由Aにかかる内容も記載されており、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を設別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報、及び、災害発生場所、日時、原因、発生状況、通院先、傷病の状態、手続日、報告者の情報は、それらを照らし合わせると個人が特定される恐れがあるため、不開示の原決定を維持するものである（法5条1号（個人に関する情報））。

ウ ハラスメント事案 特定期間Aについて

審査請求により、理由Aに関して、ハラスメント委員会の委員構成の開示請求を受けているが、ハラスメント全学防止委員会、問題解決の手続きを行う委員会は、ハラスメント事案について審議や検討を行う委員会であり、委員の氏名（メールアドレスを含む）を公にすることにより、委員に対し言動や働きかけが行われることも考えられ、委員会の性質に鑑み、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼ

す可能性がある情報であるため、不開示の原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

理由Bに関して、ハラスメント全学防止委員会，問題解決の手続きを行う委員会の審議内容の開示請求を受けているが，ハラスメント全学防止委員会，問題解決の手続きを行う委員会の審議内容は，関係者への事情聴取の内容，調査委員会の認定した事実及び判断等の情報が具体的に記載されていることから，公にした場合，秘密の保持等を前提として行っているハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れ，今後の同種対応の際に関係者が申告を拒む，事実を申告することを回避する，関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなどの事態を引き起こす可能性がある。今後のハラスメント対策という事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため，不開示の原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

理由Cに関して，ハラスメント申立書，添付資料，事情調査書の開示請求を受けているが，ハラスメント申立書，添付資料，事情調査書は，関係者のプライバシー，名誉その他の人権に配慮し，かつ秘密の保持を前提に提示された情報であり，記載内容から具体的内容の特定に繋がるおそれもあり，公にすることにより，ハラスメントに係る事案について何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど，今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，その全てを不開示とする原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

理由Dに関して，部局や問題解決を検討する委員会の手続きの種類の開示請求を受けているが，部局や時期，問題解決を検討する委員会の手続きの種類のみでも，その内容から具体的内容の特定に繋がるおそれがあり，公にすることにより，ハラスメントに係る事案について，何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど，今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示の原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

エ 特定期間K ハラスメント全学防止対策委員会について

審査請求により，理由Aに関して，ハラスメント委員会の委員構成の開示請求を受けているが，ハラスメント全学防止委員会，問題解決の手続きを行う委員会は，ハラスメント事案について審議や検討を行う委員会であり，委員の氏名（メールアドレスを含む）を公にすることにより，委員に対し言動や働きかけが行われることも考えられ，委員会の性質に鑑み，当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼ

す可能性がある情報であるため、不開示の原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

理由Bに関して、ハラスメント全学防止委員会，問題解決の手続きを行う委員会の審議内容の開示請求を受けているが，ハラスメント全学防止委員会，問題解決の手続きを行う委員会の審議内容は，関係者への事情聴取の内容，調査委員会の認定した事実及び判断等の情報が具体的に記載されていることから，公にした場合，秘密の保持等を前提として行っているハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れ，今後の同種対応の際に関係者が申告を拒む，事実を申告することを回避する，関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなどの事態を引き起こす可能性がある。今後のハラスメント対策という事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため，不開示の原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

理由Cに関して，ハラスメント申立書，添付資料，事情調査書の開示請求を受けているが，ハラスメント申立書，添付資料，事情調査書は，関係者のプライバシー，名誉その他の人権に配慮し，かつ秘密の保持を前提に提示された情報であり，記載内容から具体的内容の特定に繋がるおそれもあり，公にすることにより，ハラスメントに係る事案について何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど，今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，その全てを不開示とする原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

理由Dに関して，部局や問題解決を検討する委員会の手続きの種類の開示請求を受けているが，部局や時期，問題解決を検討する委員会の手続きの種類のみでも，その内容から具体的内容の特定に繋がるおそれがあり，公にすることにより，ハラスメントに係る事案について，何らかの行動を起こすことを躊躇するようになるなど，今後の本学のハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示の原決定を維持するものである（法5条4号柱書き（事務又は事業に関する情報））。

オ 特定年度D内部監査関係綴（ハラスメントの防止等に関する監査）について

審査請求により，事案の特定ができない統計情報の開示請求を受けているが，内部監査は，本学における業務の適正な遂行を図るため，各種業務を反復して監査を実施しており，全て不開示とする文書は，実施計画書，実施要領，監査調書，意見調整，監査報告書，指摘事項の改善措置並びに部局から提出された文書及び資料であり，監査

における詳細な情報が記載されており，文書名を含めて，これらを開示すると，将来における同種または関連する監査に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるため，不開示の原決定を維持するものである（法5条4号ハ（事務・事業に関する情報））。

カ 特定年度D内部監査関係綴（ハラスメントの防止等に関する監査）資料集について

審査請求により，事案の特定ができない統計情報の開示請求を受けているが，内部監査は，本学における業務の適正な遂行を図るため，各種業務を反復して監査を実施しており，全て不開示とする文書は，実施計画書，実施要領，監査調書，意見調整，監査報告書，指摘事項の改善措置並びに部局から提出された文書及び資料であり，監査における詳細な情報が記載されており，文書名を含めて，これらを開示すると，将来における同種または関連する監査に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるため，不開示の原決定を維持するものである（法5条4号ハ（事務・事業に関する情報））。

キ 災害発生（事故）報告関係 特定年度Aについて

審査請求により，理由Bに関して，労働基準監督署からの安全衛生指導書の内容の開示請求を受けているが，安全衛生指導書の指摘事項，通知内容は，特定の個人を識別することはできないが，公にすることで時期等の情報を組み合わせることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるため，不開示の原決定を維持するものである（法5条1号（個人に関する情報））。

以上の理由から，令和4年2月3日付けの部分開示の原決定を維持することが妥当であることから，諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和4年7月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月13日 審議
- ④ 同年8月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和6年2月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月18日 審議
- ⑦ 同年4月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号並びに4号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、理由説明書（第3の2（2）ア）のとおり、一部の文書については、原議書の課長補佐の印影を開示するとしているほか、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、不開示部分のうち、別表1に掲げる部分を追加して開示することとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示を維持することが妥当であるとしている。

したがって、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の不開示維持部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、不開示維持部分の内容は別表2の2欄のとおりであり、不開示理由については別表2の3欄のとおりである旨説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところ、各不開示維持部分の記載内容はおおむね別表2の2欄の諮問庁の説明のとおりであると認められる。

(2) 委員等の氏名及び連絡先、委員会の審議内容、ハラスメントの申立内容等に係る情報（別表2の1欄の不開示情報（1）の法5条4号柱書き該当性）

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。

イ したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号柱書きに規定する独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(3) 個人に関する情報及び個人を識別できる情報（別表2の1欄の不開示情報（2）の法5条1号該当性）

ア 特定個人の氏名

当該不開示維持部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、独立行政法人国立印刷局発行の職員録の内容に照らせば、別表2の3欄における法5条1号ただし書イに係る諮問庁の説明は首肯でき、他に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該不開示維持部分は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であることから、同項による部分開示の余地もない。

イ その余の個人に関する情報

当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。

そうすると、当該不開示維持部分は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報に該当すると認められる。また、諮問庁の別表2の3欄の説明を踏まえれば、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

ウ 以上のことから、標記の不開示維持部分は、法5条1号に該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 非公開のメールアドレス、電話番号及びファクス番号（別表2の1欄の不開示情報（3）の法5条4号柱書き該当性）

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。また、当審査会事務局職員をして東北大学のウェブサイトを確認させたところ、標記の情報の掲載は確認できず、これらが一般に公開されている情報であるとうかがわせる事情は認められない。

イ したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号柱書きに規定する独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(5) 労働基準監督署から指摘を受けた改善すべき労務管理に関する情報（別表2の1欄の不開示情報（4）の法5条4号柱書き該当性）

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。

イ したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号柱書きに規定する独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あるものに該当すると認められ、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 公印の印影（別表2の1欄の不開示情報（5）の法5条4号柱書き該当性）

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。

イ したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号柱書きに規定する独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(7) 災害発生（事故）報告の添付図面（別表2の1欄の不開示情報（6）の法5条4号柱書き該当性）

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。

イ したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号柱書きに規定する独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(8) 内部監査に係る情報（別表2の1欄の不開示情報（7）の法5条4号ハ該当性）

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。

イ したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号ハに規定する独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(9) 入試問題の作成及び採点に関する情報（別表2の1欄の不開示情報（8）の法5条4号柱書き該当性）

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の3欄のとおり説明するところ、その内容は特段不自然、不合理とはいえず、否定し難い。

イ したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号柱書きに規定する独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号並びに4号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号並びに4号柱書き及びハに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 石川千晶, 委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 ハラスメント事案 特定期間A
- 文書2 特定期間B ハラスメント全学防止対策委員会
- 文書3 勤務時間関係（特定年度A 特定労働基準監督署A 特定労働基準監督署B 臨検）
- 文書4 災害発生（事故）報告関係 特定年度A
- 文書5 特定年度D内部監査関係綴（ハラスメントの防止等に関する監査）
- 文書6 特定年度D内部監査関係綴（ハラスメントの防止等に関する監査資料集）
- 文書7 労災に関する綴 特定期間C，特定期間D

2 本件請求文書

- ・ 法人文書開示請求書別紙に記載した一切の文書（ハラスメント事案 特定期間E，ハラスメント全学防止対策委員会 特定期間B，勤務時間関係（特定年度A 特定労働基準監督署A 特定労働基準監督署B 臨検），特別健康管理専門部会 特定期間A，長時間労働者に対する面接指導 特定期間F，災害発生（事故）報告関係 特定期間G，災害補償認定関係（公務災害）特定期間E，本部等安全衛生委員会関係 特定期間E，専門業務型裁量労働制適用教員の労働時間，特定年度B内部監査関係綴 安全管理に関する監査，特定年度B内部監査関係綴（安全管理に関する監査），特定年度B内部監査関係綴 安全管理に関する監査 監査資料①，特定年度B内部監査関係綴 安全管理に関する監査 監査資料②，特定年度D内部監査関係綴ハラスメントの防止等に関する監査，特定年度D内部監査関係綴ハラスメントの防止等に関する監査，特定年度D内部監査関係綴ハラスメントの防止等に関する監査 資料集，特定年度D内部監査調書綴（ハラスメントの防止等に関する監査），ハラスメント防止対策委員会特定期間H，特定期間I 安全衛生委員会関係，労働・通勤災害 特定期間J，特定期間D ストレスチェック関係）（審査会注：諮問庁は，上記開示請求文書のうち「特定年度B内部監査関係綴（安全管理に関する監査）」につき，正しくは「特定年度B内部監査関係調書綴（安全管理に関する監査）」としている。）
- ・ 過去に東北大学に対して厚生労働大臣から作成を指示された特別安全衛生改善計画および特定都道府県労働局長より作成を指示された安全衛生計画とそれらに関わる一切の文書（保存期間内のもの）

別表1 諮問庁が新たに開示している部分

文書番号	頁番号	追加開示部分
文書1	3370	以下を除く部分 ①起案月日， 決裁月日， 施行月日及び文書発送月日， ③労務管理係及び起案者の印影， ④ハラスメント全学防止対策委員会委員長の印影， ⑤受信者の所属組織の名称， ⑥件名の一部（ハラスメント申立てに係る処理結果を推知させる記載部分）及び⑦原議書伺い欄の3行目ないし6行目の記載部分
文書2	2501ないし2523	ハラスメント相談窓口一覧（特定日A現在）記載の氏名， 職名及び連絡方法のうち， 東北大学のウェブサイトで公表している氏名， 電話番号， ファクス番号， メールアドレス及び手紙送付先
文書3	1， 25， 126	原議書決裁欄の課長補佐の印影
	128	是正状況報告書の事業場名の項の記載

別表2 不開示情報に係る不開示理由

1 不開示情報（法5条の適用条項）	2 諮問庁の説明する不開示情報の内容	3 諮問庁が改めて説明する不開示理由
<p>(1) 委員等の氏名及び連絡先、委員会の審議内容、ハラスメントの申立内容等に係る情報（5条4号柱書き）</p>	<p>文書1のうち原議書決裁欄の担当理事（ハラスメント全学防止対策委員会委員長）の印影、「ハラスメント事案に係る措置について」と題する文書におけるハラスメント全学防止対策委員会委員長の氏名、ハラスメント全学調査委員会作成の調査報告書の全て、ハラスメント全学防止対策委員会がハラスメント申立人等とやり取りした文書（各種の通知、事務連絡及び報告等）の全て、ハラスメント申立書及び添付資料並びにその他の関連文書の全て、原議書の起案時期、文書の宛先、連絡事項及び手続の種類等、文書2のうち「ハラスメント全学防止対策委員会委員名簿」記載の委員の所属、職名及び氏名の各欄の記載内容部分、「ハラスメント全学防止対策委員会議事メモ（案）」記載の出席者及び欠席者の所属並びに氏名、ハラスメント全学防止対策委員会の配付資料の全て、「ハラスメント全学防止対策委員会</p>	<p>ア ハラスメント全学防止対策委員会及び問題解決の手続を行う各委員会（調停委員会及び調査委員会）は、全学相談窓口や部局相談窓口から寄せられたハラスメントに関する申立てについて、当事者双方の主張の調停、事実関係の公正な調査に基づく厳正な措置を通じて問題の解決を図るものであり、その委員構成については、学外に公表していない。</p> <p>上記委員会業務の性質を考えると、委員の個人情報（委員の特定につながる情報を含む。）を公にした場合、ハラスメント防止対策やハラスメント問題への対応に不満等を抱く者から、ハラスメント防止対策委員会及び委員が不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがある。また、それらを懸念する当該委員が、踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌たんのない意見表明をちゅうちょしたりすることが予想され、今後、委</p>

	<p>議題」と題する文書記載の委員会開催日時，議題名及び配布資料名，「ハラスメント全学防止対策委員会委員名簿」記載の委員会開催日時，「ハラスメント全学防止対策委員会議事メモの作成について（伺）」に係る原議書記載の起案月日及び委員会開催日時等を不開示とした。</p>	<p>員の参画を得られない等の状況が発生する可能性があるとともに，委員とハラスメント事案関係者との間の信頼関係が損なわれることも想定される等，東北大学におけるハラスメント対策に係る調査・審議等の実施が困難となり，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>イ ハラスメント全学防止対策委員会，問題解決の手続を行う委員会の審議内容は，関係者への事情聴取の内容，調査委員会の認定した事実及び判断等の情報が具体的に記載されていることから，公にした場合，秘密の保持等を前提として行っているハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れ，今後の同種対応の際に関係者が申告を拒む，事実を申告することを回避する，関係者が率直な意見を述べることをちゅうちよするなどの事態を引き起こすおそれがあるほか，審議内容に不満を抱く者から不当な圧力や干渉，いわれのない批判や中傷を受けるおそれがあり，東北大学におけるハラスメント対策に係る調査・審議等の実施が困難となり，当該事務又は事業の適正な遂行に支障</p>
--	--	---

		<p>を及ぼすおそれがある。</p> <p>ウ ハラスメント申立書，添付資料及び事情調査書等の文書は，関係者のプライバシー，名誉その他の人権に配慮し，かつ秘密の保持を前提に提示された情報であり，記載内容から具体的内容の特定につながるおそれもあり，公にすることにより，ハラスメントに係る事案について何らかの行動を起こすことをちゅうちょするようになるなど，今後の東北大学におけるハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>エ 部局や時期，問題解決を検討する委員会の手続の種類に係る記載部分は，その内容から具体的内容の特定につながるおそれがあり，公にすることにより，ハラスメントに係る事案について，何らかの行動を起こすことをちゅうちょするようになるなど，今後の東北大学におけるハラスメント対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>オ 以上の理由から，東北大学のウェブサイト等において，当該不開示維持部分は公表しておらず，今後も公表の予定はない。</p>
(2) 個人に関する	文書1のうち原議書の決裁欄における係長以下の印影	ア 当該不開示維持部分のうち個人の氏名は，法5条1

<p>情報及び個人を識別できる情報（1号本文前段及び後段）</p>	<p>等，文書2のうち原議書の決裁欄における係長以下の印影，ハラスメント相談窓口一覧記載における文書更新者の氏名等，文書3のうち原議書決裁欄における係長以下の印影，是正状況報告書の記入担当者の職名及び氏名，同別添資料の全て，指導票記載の受領者の職名及び氏名等，文書4のうち「事故報告書」の決裁欄の係長以下の職員の印影，被災者の氏名，性別，年齢，所属及び責任者，付添者の氏名及び所属，事故の対応者の氏名及び所属，安全衛生指導書における労働基準監督署の担当課長の氏名及び印影，労働者死傷病報告の事業場の名称，被災者の氏名，性別，年齢及び職種，「ヒヤリハット体験報告書」記載の係長以下の職員の印影，報告者の性別，ヒヤリ体験概要の関係者や場所が特定される部分等，文書7のうち原議書決裁欄における係長以下の職員の印影，療養補償給付対象者の氏名，「療養補償給付たる療養の給付請求書」における特定個人の印影，給付申請者の氏名，請求者の郵便番号，電話番号，住所，性別，氏名及び年齢等を不開示とした。</p>	<p>号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>東北大学職員のうち教員以外の者の氏名の開示又は不開示は「職員録」（独立行政法人国立印刷局発行）への掲載の有無を基準として判断しており，氏名が掲載されている場合は「公にされている情報」に該当する，具体的には，課長補佐相当以上の職位にある者を掲載及び公表しており，係長以下の職位の者を不掲載及び不開示とした。</p> <p>イ 当該不開示維持部分のうちその余の部分は，氏名等特定の個人を識別することができる情報は含まれていないものの，当該情報が，ハラスメント全学防止対策委員会における審議事件に関連して作成された文書や学内外の施設設備で発生した災害及び事故発生について特定労働基準監督署との間でやり取りした文書に記録されていることを踏まえれば，これらを公にすると，他の情報と照合することにより，ハラスメント事件や災害・事故対応の関係者等一定範囲の者には，当該個人が特定されるおそれがあり，その結果，ハラス</p>
-----------------------------------	---	--

		<p>メントや災害及び事故の当事者であるという，一般的に他人に知られることを忌避すべき内容等が判明することとなる。また，当該情報について，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されていない。</p> <p>ウ なお，ハラスメント相談窓口一覧に記載の特定教員，特定事務職員の住所や電話番号は，東北大学のウェブサイトで公開されていること，特定幹部職員の氏名及び肩書について，上記アの職員録に掲載されているものがあると判明したことから，当該情報は追加して開示することとしたが，不開示維持部分についてはそのような状況は認められない。</p>
<p>(3) 非公開のメールアドレス，電話番号及びファクス番号（4号柱書き）</p>	<p>文書2のうち書面審議に係る文書記載の送信者のメールアドレス，電話番号及びファクス番号，ハラスメント相談窓口一覧に記載の担当者への連絡方法等，文書4のうち事故報告書の提出に関連する書面に記載の内線番号，事故報告書に記載の直通電話番号，ファクス番号及びメールアドレス等，文書7のうち特定労働基準監督署に提出する是正報告書添付資料として収録</p>	<p>当該不開示維持部分は，業務上必要な関係者以外には知らせていない情報であり，これを公にすると，ハラスメントの申立てへの対応に不満を抱く者や災害・事故への対応について様々な意見を持つ等による累次の問合せ，いたずらや偽計に使用されるおそれがあり，ひいては本来業務において連絡が必要な場面で支障が生じるおそれがある。</p>

	<p>された「教育研究活動等の時間の記録」と題する文書に記載の産業医のメールアドレス等を不開示とした。</p>	
<p>(4) 労働基準監督署から指摘を受けた改善すべき労務管理に関する情報 (4号柱書き)</p>	<p>文書3のうち原議書記載の是正報告内容に係る部分、是正報告書及び別添資料の記載内容の一部又は全部、指導票における本文の記載内容の全て等を不開示とした。</p>	<p>労働基準監督署から指摘を受けた改善すべき事項は、本学に対し自主的な改善等を求めるものであり、本学によりその改善も図られているところであるが、当該是正勧告書及び指導票並びに別添資料等には、指摘内容が個別具体的に記述されており、これらの全て、あるいは殊更に一部を強調するような形で公表されるような事態が生じた場合、本学に対する信用を低下させ、ひいては必要な人材の確保や共同研究契約の締結等が困難となる等、本学の運営に係る事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある。</p>
<p>(5) 公印の印影 (4号柱書き)</p>	<p>文書3のうち是正報告書における担当理事の公印の印影、文書4のうち研究・環境安全担当理事が特定部局長に発出した通知文書における公印の印影、特定労働基準監督署長が東北大学特定部局に発出した通知文書における公印の印影、特定労働基準監督署長が東北大学特定部局に発出した事務連絡における公印の印影、文書7のうち「療養補償給付たる療養の給付を受ける</p>	<p>公印は押印された文書が真正のものであることを証するためのものであり、これにふさわしい形状のものであることが認められ、公にした場合、偽造等により悪用され、東北大学及び特定労働基準監督署が作成する文書の社会的信用が失墜するおそれがある。また不開示とした公印の印影は、これまで公表したことはなく、今後も公表を予定していない。</p>

	指定病院等（変更）届」における特定科長の公印の印影，「労災保険請求に対する請求にかかる関係資料等の提出について」と題する文書に押印された特定労働基準監督署長の公印の印影等を不開示とした。	
(6) 災害発生（事故）報告の添付図面（4号柱書き）	文書4のうち特定日B付の事故報告の添付資料である，特定素粒子観測施設の施設構造等の図面を不開示とした。	素粒子観測施設は大深度に設置され，その施設構造から，火災等事故に備えて厳重な入出坑管理体制により関係者以外の立入りを禁止する等の厳重な管理を行っている。上記のように厳重な保安・管理下で運用する施設設備における事務または事業の性質上，施設設備構造に係る図面を公にすると観測施設への不法な侵入等の犯罪を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり，東北大学の施設設備の安全管理に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
(7) 内部監査に係る文書及び関連資料（4号ハ）	文書5及び文書6のうち，実施計画書，実施要領，監査調書，意見調整，監査報告書，指摘事項の改善措置並びに部局から提出された文書及び資料を不開示とした。	内部監査は東北大学における業務の適正な遂行を図るため，各種業務を反復して実施しているものであり，左記の文書及び資料には，監査事項等の詳細な情報又は監査事項に関連した情報が記載されている。これらを開示すると，将来における同種又は関連する監査に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当

		<p>な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがある。なお，当然のことであるが，上記の考え方により内部監査結果やその関連情報は従来から公表しておらず，今後公表する予定もない。</p>
<p>(8) 入試問題の作成及び採点等に関する情報 (4号柱書き)</p>	<p>文書7のうち「時間外労働状況の報告について」の添付資料である，特定入試委員長が入試問題の作成及び採点担当者に宛てた通知文書の全てを不開示とした。</p>	<p>当該文書には，入試問題作成の注意点，出題範囲，作成に当たり参考とすべき資料等が，いつの時点でどのような形で入試問題の作成・採点担当者に配布されたのか，入試委員会への提出期間はどの程度設けられたのか，提出後はどのような形で検討され採用に至るのか等の情報が詳細かつ具体的に記載されており，これらの情報を公にした場合，本学における入試問題の検討体制及び検討内容が明らかとなる。このような形で出題者側（本学）の手の内情報を知ることを許すと，部外者による不当な介入等により，今後の入試関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>